

# 三芳元氣保育園 重要事項説明書

(令和7年4月1日時点)

## 1 事業所の名称等

### (1) 施設の概要

施設の種類	保育所	
名称	三芳元氣保育園	
所在地	埼玉県入間郡三芳町藤久保 6443	
定員	120名	
施設長	長崎 奈月	
建物の構造	木造2階建	
保育室等	設備	数
	保育室	6室
	相談室	1室
	事務室 医務室	1室
	栄養士室	1室
	調理室	1室
	事務室 2F	1室
	遊戯室	1室
	園庭(中庭、園庭)	2箇所
開設年月日	平成25年4月1日	

### (2) 設置者

設置者	社会福祉法人 埼玉現成会
住所	埼玉県飯能市永田 527-2
電話番号	042-975-1551

## 2 事業の目的及び運営の方針

- (1) 当園は、利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とします。
- (2) 当園は、法令等を順守し、事業を実施するものとします。
- (3) 当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117号)に準じて保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。

## 3 提供する保育の内容

- ・延長保育
- ・子育て支援センター事業

#### 4 職員配置

施設長	1 人
主任保育士	1 人 (常勤： 1 人・非常勤： 人)
保育士	21 人 (常勤： 9 人・非常勤： 12 人)
調理員(栄養士除く)	2 人 (常勤： 2 人・非常勤： 人)
栄養士	1 人 (常勤： 1 人・非常勤： 人)
事務員	1 人 (常勤： 1 人・非常勤： 人)
その他(嘱託医含む)	3 人 (常勤： 人・非常勤： 3 人)

#### 5 保育を提供する日

開園日	月曜日～土曜日
休園日	日曜日及び祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

#### 6 保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

	開園時間	保育標準時間利用時間帯	保育短時間利用時間帯
月曜日～金曜日	7時00分 ～20時00分	7時00分～18時00分 ※開園時間を超えた時間は延長保育となります。	8時30分～16時30分 ※7時00分～8時29分 16時31分～20時00分の 利用は延長保育となります。
土曜日	7時00分 ～18時00分	7時00分～18時00分 ※延長保育はありません。	8時30分～16時30分 ※7時00分～8時29分 16時31分～18時00分 の利用は延長保育となります。

#### 《土曜保育について》

※土曜保育をご利用の際は、同居されているご家族全員の土曜保育就労証明書と勤務表の提出が必要となります。(詳細は、土曜保育就労証明書をご確認ください。)

また、祖父母同居の場合も同様です。お仕事をされていない祖父母の方が60歳未満で、土曜保育を希望する場合は、保育が困難である理由書の提出をお願いしております。

※ご両親の勤務日を確認させていただいたうえでのご利用となります。

※利用日の前月、20日までにご提出をお願いいたします。

## 7 利用料金

### (1) 保育料

三芳町が定める利用者負担額（月額）を、三芳町にお支払いいただきます。

### (2) 延長保育料等

区 分	料 金
保育標準時間利用時間帯を超える利用	(18:01~19:00) ¥200/日 (19:01~20:00) ¥450 (補食¥100 含む) /日 《月額料金》 ¥3,000/月 (19:00 まで) ・ ¥9,000/月 (20:00 まで)
保育短時間利用時間帯を超える利用	(7:00~8:29) 徴収無し (16:31~19:00) ¥200/日 (19:01~20:00) ¥450 (補食¥100 含む) /日

※短時間保育利用の方はお迎えが **16:31 以降**、標準保育利用の方は **18:01 以降**のお迎えは、上記の料金が発生いたします。

※時間外および延長保育の時間帯に送迎の方は事由を問わず上記の料金を徴収いたします。打刻時刻がお迎え時刻となりますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

### (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

項目	対象クラス	金 額
実費徴収	全園児	・ゴム印 290 円・集金袋 50 円・スポーツ振興センター共済掛金 240 円 ・連絡帳 170 円 (0 歳~2 歳児まで) ※2 冊目以降からの徴収となります。 ・遠足代 (実費) ・紙オムツ 40 円 ・パンツ 300 円 ・フッ化物塗布 (希望者) 800 円
	1 歳以上	・カラー帽子 830 円
	2 歳以上	・クレヨン 570 円・自由画帳 300 円・漢字絵本 3,300 円/年 ・スモック夏 3,510 円・冬 4,800 円・半袖体操着上 2,530 円・下 2,160 円 ・長袖体操着上 4,430 円・下 2,660 円 ・園靴 3,900 円・上靴 960 円 (希望者) ・運動会/お遊戯発表会 衣装代 (実費)
	3 歳以上	お習字道具 3,720 円 副食費 4,500 円/月
	4 歳以上	言葉と作法 600 円
	5 歳以上	ひらがな&数字ワーク 360 円 ・卒園アルバム 8,000 円程度

## 8 利用にあたっての留意事項

### (1) (告知・報告)

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴や家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

### (2) (保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

- ア 保護者の乳幼児が伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染する恐れがあるとき。
- イ 保護者の乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- ウ 災害の発生、または発生の恐れがあり、危険が想定されるとき。

### (3) (不正行為への対応)

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して三芳町に通知いたします。

## 9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- (1) 保護者が支給認定要件に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者から保育所利用の取消しの申し出があったとき。
- (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

## 10 嘱託医

当園では、以下の医療機関を嘱託医（かかりつけ医）としています。

内科医	病 院 名	富士内科クリニック
	所 在 地	入間郡三芳町藤久保 16-15
	電 話 番 号	049-257-0601
歯科医	病 院 名	スノーデンタルクリニック
	所 在 地	飯能市柳町 22-16
	電 話 番 号	042-978-5221

## 11 健康診断

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づき、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施します。

## 1 2 食事について

離乳食を《初期・中期・後期》の三段階に分けて進めていきます。

月齢や発達に応じて適した食事を提供していくことも、食育と考えております。

担任や栄養士と相談の上、適した食事提供を行ってまいります。

食材チェック表に基づき、幼児食への移行前に少しずつご家庭で幼児食を食べ進めてください。お子さんも無理なく移行出来る期間になると思います。

※体調不良または、やむを得ない事情がある場合には、個別に対応いたしますので、遠慮なくご相談ください。

## 1 3 児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

### (1) 賠償責任保険

補償内容	金額
施設賠償責任	身体 1事故 300,000千円 1人 300,000千円
生産物賠償責任	身体 1事故 300,000千円 1人 300,000千円

## 1 4 苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

相談・苦情受付担当者	氏名	山本 直之	
	電話番号	049-257-1101	
相談・苦情解決責任者	氏名	長崎 奈月	
	電話番号	049-257-1101	
第 三 者 委 員	氏名 井上 勝人	電話番号	046-285-0085
		FAX	04-2969-1551
	柏木電気株式会社		
	氏名 宮田 哲也	電話番号	049-292-3405
		FAX	049-292-3911
		宮田司法書士事務所	

## 1 5 緊急時の対応

保育中に、お子さまの健康状態の急変やその他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

また、嘱託医やお子さんの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、然るべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

## 16 非常災害時の対応

非常災害に関する具体的な計画を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	長崎 奈月
指 定 避 難 所	園庭・第2駐車場
避難及び消火訓練の実施	毎月1回以上実施
防 災 設 備	消火器・非常持出袋（非常食・飲料水・オムツ等）

## 17 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

職員が、在園児の虐待が疑われる場合には、園児の保護を第一に考え、関係機関、管轄自治体に早急に通報するものとします。

虐待防止責任者：施設長 長崎 奈月

## 18 個人情報の取り扱い

- (1) 元氣保育園における秘密の保持の規定に則り個人情報の保護に努めます。
- (2) お子様の園生活の様子を写真を記録として掲示したり、撮影等を業者へ委託する場合があります。
- (3) 保育室やロッカー、下駄箱などにお子様の氏名やお誕生日を公開いたします。
- (4) 他の教育・保育施設等へ転園する場合や就学において、他の施設や機関との間で必要な連絡調整を行います。
- (5) 緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。